

唯一の被爆国にふさわしく、核兵器禁止条約に速やかに署名・批准することを求める
意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連会議で、歴史的な核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2にあたる122カ国・地域の賛成多数により採択されました。

核兵器禁止条約は、核兵器について、破滅的な結果をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、核兵器は、国際法史上初めて違法なものとなりました。

そして、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移転、受領、配備、使用、威嚇としての使用など、核兵器にかかわる活動を全面的に禁止するものとなっています。また核兵器保有国が条約に参加するために、その核兵器を破棄する手順も決めています。さらに、被爆者や核実験被害者への援助も定めており、被爆国、被害国の国民の切望にも応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに日本国民や世界の人々が長年にわたり人類の死活にかかわる問題として望んできた核戦争の防止と核兵器の廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の採択から2年以上経過し、世界各国で前向きな変化が生まれています。条約は、81カ国が署名し、35カ国が批准しています。

本年は、5年に一度の核不拡散条約再検討会議が開催され、核兵器廃絶へ向けて力強く進む転機にすることが求められています。

よって国におかれましては、唯一の核被爆国として、核兵器のない世界と恒久平和の実現を願う世界の人々と連携し、核兵器の禁止・廃絶に向けて、核兵器禁止条約に速やかに署名・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 3月 日

近江八幡市議会議長 北川 誠次

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
外務大臣	茂木	敏充	殿

} 宛